

清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項を調査審議する。

- 一 清流の国ぎふ森林・環境基金条例(平成二十三年岐阜県条例第五十一号)に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金を財源とする事業(以下「基金事業」という。)の実施後の評価
- 二 基金事業についての提言
- 三 その他基金事業に関する事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すること

るによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、林政部恵みの森づくり推進課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。